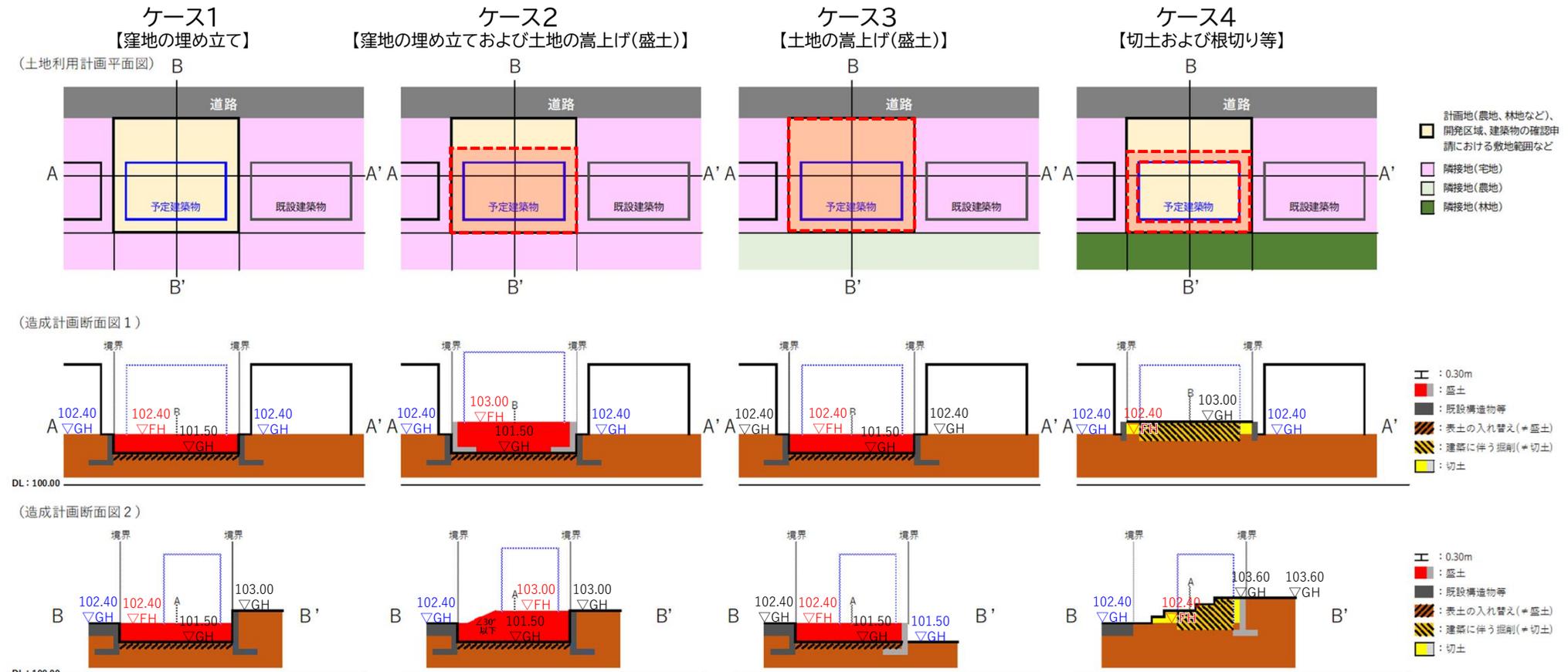
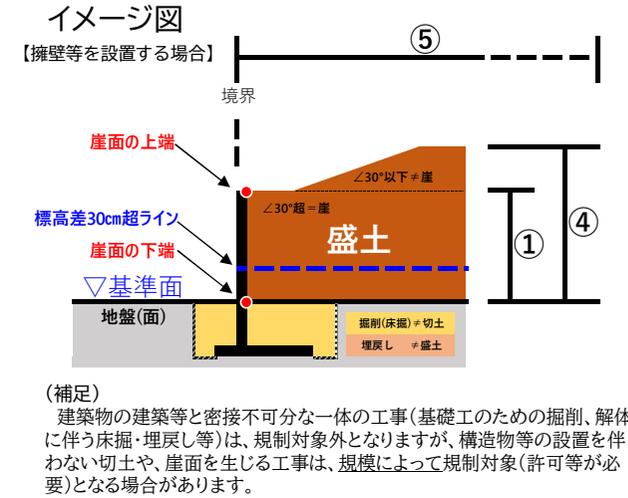


盛土規制法上の工事規模等の解説（関係様式における記入例）

本資料は、盛土規制法における「土地の形質の変更」について、規制対象規模に該当するかどうか工事(造成行為)の規模の考え方等を解説する参考資料です。(他の処分庁では取扱いが異なる場合があります。)

項目	単位	数値(範囲)				解説
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	
① 盛土により生ずる崖の最高高さ	m	0.00	0.60	0.90	0.00	新たに生じる崖の最高高さ ※擁壁展開図中の最大の見え高(盛土高さ)となる場合があります。
② 切土により生ずる崖の最高高さ	m	0.00	0.00	0.00	1.20	新たに生じる崖の最高高さ ※擁壁展開図中の最大の見え高(切土高さ)となる場合があります。
③ 盛土と切土を同時に行うことで生じる崖の最高高さ	m	0.00	0.00	0.00	0.00	新たに生じる崖の最高高さ ※擁壁展開図中の最大の見え高(盛土切土高さ)となる場合があります。
④ 盛土で生じる周辺地盤面との(最大)高低差	m	0.00	0.60	0.90	0.00	盛土を行った後の形状で、最も高い土地と最も低い土地との高低差
⑤ 盛土または切土をする土地の面積(30cm超の面積)	m ²	0.00				基準面(窪地を埋め立てた平坦な面や、盛土または切土を行った後の形状で最も低い土地と四方の土地で最も低い地盤面)との標高の差が30cmを超えて盛土または切土をする土地の面積



注1. 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。
(参考) 法面勾配 1:1.5=約33.69°, 1:1.8=約29.05°

注2. 最高高さ等の数値は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで入力(記載)すること。

注3. 公共施設用地を除き、一体的に盛土または切土する土地(造成協力地等)も含めて規制対象規模の確認を行うこと

注4. 加熱アスファルト混合物やコンクリートなどの舗装材料による厚み分は、標高差から控除できるものとする。
ただし、粒度調整砕石など「土」に該当すると判断できるものはこの限りではない。